

しまなみ海道サイクリングロード「支援自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書

1 使用箇所及び面積等

名称	所在地	支援自動販売機設置台数	概算使用面積	土地所有者	占用期間	土地使用
尾道大橋PA（国道317号下り線）	広島県尾道市向東町三ツ石25-1	2台	2.7㎡（幅3.0m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料
大規模自転車道向島休憩所	広島県尾道市向島町15266	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料
因島アメニティ公園交流棟	広島県尾道市因島大浜町57	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	尾道市	5年	有料
瀬戸田国道317号沿いバス待合所	広島県尾道市瀬戸田町垂水高岸山2143	1台	1.62㎡（幅1.8m×奥行0.9m）程度	広島県	5年	有料

※1 使用箇所での詳細な設置場所、使用面積は、契約後に土地所有者と協議・調整し、道路占用許可申請等によって確定する。

※2 土地使用料や、自動販売機の設置、維持管理等に係る費用は、自動販売機設置事業者の負担とする。

※3 使用箇所は、飲料品の支援型自動販売機（酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）不可）の設置以外の用途で使用することはできない。

2 使用期間

契約日から占用期間等満了日まで ※更新はないものとする。

3 契約の方法等

- (1) しまなみ海道サイクリングロード支援型自動販売機設置事業に係る契約書によるものとし、契約の更新はしない。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、管理者である尾道市において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除することがある。
- (3) 自動販売機設置事業者が尾道市の定める使用条件等に違反したときは、契約を解除することがある。
- (4) 施設管理者の組織再編による統廃合等により、使用箇所への自動販売機設置が継続できないこととなった場合は、契約を変更又は解除することがある。

4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件並びに自動販売機設置事業者の遵守事項

(1) 商品

ア 飲料水用自動販売機については、缶容器、ペットボトル容器、紙カップ又は紙パック入りの清涼飲料水類（酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）不可）とする。

イ 商品販売価格はメーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

ウ なるべく同じ銘柄の商品を置かないなど、可能な範囲で、商品ラインナップが偏らないよう配慮すること。

(2) 自動販売機

設置する自動販売機については、事前にしまなみ海道自転車道利用促進協議会広島事業本部（以下「協議会」という。）と協議の上、設置すること。

ア デザイン

(ア) 自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、協議会が指定する場合を除き、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインとする。

(イ) 自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、協議会と協議・調整のうえ、しまなみ海道サイクリングロード支援型自動販売機として相応しいデザインとする。

- (ウ) 協議会がデザインを指定する場合、デザインデータについては協議会から提供する。
- (エ) 利用者が、自動販売機の売上の一部がしまなみ海道サイクリングロードの自転車通行料金の無料化をはじめ利用環境向上に役立てられることを認識した上で、賛同の気持ちで当自動販売機を選択して飲料購入していただくことが重要であるため、その説明文を自動販売機に入れる。
- (オ) 利用者の利便性向上のため、交通系 IC カードや各種電子マネー決済対応の機種を設置すること。
- (カ) 自動販売機のデザインに係る経費は自動販売機設置事業者の負担とする。
- (キ) 自動販売機のデザインの著作権は協議会に帰属する。

イ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。また、ノンフロン対応とした機種等に努めること。

ウ 安全対策

(ア) 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成) を遵守した措置を講じるものとする。

(イ) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準) などを遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

エ 防犯対策

(ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

(イ) 「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売機工業会作成) を遵守し、犯罪防止に努めること。

オ 使用済み容器の回収

回収ボックスは、使用面積内に設置する。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機 1 台に 1 個の割合で回収箱使用箇所(使用面積内)に設置し、定期的に回収すること。

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

(ウ) 回収ボックスのデザインに関する条件は、自動販売機と同一条件とする。

(エ) 使用済容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(平成 7 年法律第 112 号) など、関係法令に基づいて適切に処理すること。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

カ その他

(ア) 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

(イ) 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

(ウ) 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

(3) 費用負担等

ア 電気料金

(ア) 電気料金は自動販売機設置事業者の負担とする。

(イ) 自動販売機設置事業者は自動販売機の設置と同時に電力消費量の測定に必要な電力量計(メーター)を自らの負担において取り付ける。

イ 管理・運営

(ア) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が負担する。

(イ) 自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担する。

(ウ) なお、電気工事（自動販売機の設置にかかる電源引込み、屋外コンセント、電力消費量の測定に必要な電力量計（メーター）の設置）に係る経費も自動販売機設置事業者の負担とし、当該工作物については使用期間終了後に、施設管理者の指示による必要な措置を講じること。

(エ) その他疑義などが生じた場合は、協議会と自動販売機設置事業者が協議すること。

ウ 使用場所の返還

自動販売機設置事業者は、契約の解除等により自動販売機を撤去する場合において原状に回復して道路管理者等の確認を受けること。

エ 自動販売機設置に伴う事故

協議会の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負う。

オ 商品の盗難及び破損

(ア) 協議会の責めに帰することが明らかな場合を除き、協議会はその責めを負わない。

(イ) 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

5 使用用途の指定等

(1) 使用用途の指定

使用箇所は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、しまなみ海道サイクリングロード「支援型自動販売機設置事業者」募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書等を遵守すること。

(2) 使用用途以外の利用等

ア 指定した用途以外に使用箇所を使用することは認めない。

イ 指定用途及び使用面積の範囲内において、募集要領等で協議会が定めた支援型自動販売機の設置台数を遵守し、自動販売機の規格（大きさ・重量等）、配線設備、電力等の供給量の状況及びその他関係法令を考慮すること。

ウ 増設した自動販売機を中止又は撤退する場合は、事前に協議会の承認を必要とする。

エ 施設は善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めること。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で実施すること。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で対応すること。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処すること。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

施設管理者等が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、自動販売機設置事業者は協力すること。また、自動販売機設置事業者は日ごろから衛生管理などに努め、必要な点検等を自動販売機設置事業者において、実施すること。

(4) 再委託等の制限

自動販売機設置事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により協議会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(5) 譲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

(6) 搬入・搬出等

自動販売機設置事業者は、関係法規を遵守し、荷物の搬入・搬出・運搬等を行うこと。

(7) 食中毒に係る保険加入等

自動販売機設置事業者は、食中毒に係る賠償責任保険に加入するなど、自動販売機により発生した食中毒等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処すること。

(8) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、本業務について、業務ごとの毎月の売上本数、毎月の売上額を協議会に報告すること。なお、売上本数については、次回以降の募集の際等に参考資料として公表することがある。

(9) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を協議会に報告すること。

(10) 清掃、ゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空き瓶等を関係法令に遵守し、適切に処理すること。また、自動販売機設置による発生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とする。

(11) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて協議会と打合せを行うものとする。

(12) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(13) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)を遵守すること。

(14) 業務の履行に関する措置

協議会は本業務(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求する。自動販売機設置事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、協議会の指示に従い、必要な措置を講じること。

(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ

自動販売機設置事業者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、協議会に対して円滑な施設等の引渡しを行うものとする。

6 行政財産使用料

(1) 自動販売機設置事業者は、土地使用料については、土地所有者の指定する日までに支払うものとする。

(2) 契約締結後、行政財産使用料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除することがある。

7 寄付の支払

(1) 自動販売機設置事業者は、本公募において提示した寄付率(最低寄付率20%)に毎月の支援型自動販売機の売上額に乗じた額を協議会に翌月25日までに自動販売機設置事業者の負担により寄付するものとする。

(寄付額に1円未満の端数が生じた場合は、その1円未満の端数の額は、1円に切り上げるものとします。)

(2) 契約締結後、寄付の支払が指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除することがある。

(3) 納付済みの寄付は返還しない。ただし、協議会が必要と認めた場合は、既に納付された寄付の全額又は一部を返還する場合がある。

8 解除通知

自動販売機設置事業者が行政財産使用料、光熱水費及びその他必要経費、寄付の支払を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除する。

9 原状回復

自動販売機設置事業者は、使用期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは使用箇所を原状に回復して管理者の指定する期日までに返還しなければならない。

10 火災等に係る保険加入等

自動販売機設置事業者は、自動販売機により発生した火災等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとする。

11 その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上、解決するものとする。